

マイナンバー制度の円滑な導入・定着に向けた緊急提言

平成26年11月19日
自由民主党 政務調査会
IT戦略特命委員会
マイナンバー利活用推進小委員会

マイナンバー制度への期待と課題

- マイナンバー制度は、社会保障制度や税制の基盤となるもの。これにより、カフェテリア方式の社会保障制度などこれまで実現が困難とされていた新たな制度設計が可能となるほか、より正確な所得把握等を通じて、より公平な社会保障や税の執行を実現する。
- マイナンバー制度は、IT社会の基盤となるもの。行政機関での正確で効率的な情報管理に資するのみならず、国民が官民のオンラインサービスを安心、安全に利用し、メリットを実感できる社会を実現する。
- マイナンバー制度の導入、定着、そして発展に向けて、国民の期待は大きく、すでにシステム開発等のために多額の税金が投入されており、絶対に失敗は許されない。
- 本年7月、社会保障や税の各種手続きでの本人確認、各種利便性の高いオンラインサービスでの認証手段となる「個人番号カード」を広く国民に使ってもらうことが必要不可欠な大前提であるが、政府の現状の取組みは、住基カードが普及しなかった失敗の二の舞を確信させられるものであるとして、政府に対して、住基カードが普及しなかった反省の上に立った個人番号カードの普及策の実現を強く求める緊急提言を行った。
- その後も、政府の動きは非常に緩慢であり、我々や国民の不安を払拭するに至っていないことから、政府が早急に取り組むべきと考える主な課題について提言する。

安全安心な個人番号カードの実現

- 個人番号カードは発行まで時間がないため、緊急性の高い以下の項目については、甘利大臣のもと関係各省庁機関が入った場で進捗管理を行うこと
 - 民間の多様なニーズに対応し、最新のセキュリティ技術を踏まえた仕様
 - －個人番号カードは広く官民で利用されるIT社会における重要な基盤であることから、民間の多様なニーズに対応し、最新のセキュリティ技術を踏まえた仕様とすること。
- 例えば、
- ・官民の様々なID管理を円滑に処理するため、サーバに問い合わせする事無く、高速な応答速度が得られるソリューションに対応できること。
 - ・民間の利活用を想定した、カード紛失時のカード再発行とチップ内情報の再現ができること。
 - ・生体認証や、携帯電話等のNFC対応のデバイスと連携した多要素認証、ならびに将来の民間利活用までを想定した多保証レベルでの認証に対応すること。 など
- 官民の各種カードの機能一元化
 - －2016年1月以降、個人番号カードを健康保険証として利用できるようにし、国家公務員共済組合などから率先利用を促していくこと。併せて医療機関からオンラインで被保険者資格を即時確認できるシステムの構築・運用開始を急ぐこと。
 - －国や地方公共団体が発行するカード(印鑑登録カード、施設使用カード、職員身分証明書等)は順次個人番号カードに置き換えること。
 - －個人番号カードの普及に資する民間事業者のICチップの空き領域の利用を解禁すること。社員証、学生証、診察券、金融機関のキャッシュカード等に利用できるようにすること。
 - －それに伴いICチップ内の空き容量や搭載アプリの確認、ベンダー毎に異なっているアプリケーション実装方式の一元化やアプリの認定等を含めた、ICチップの民間活用時に対応すること。
 - －民間事業者を通じた個人番号カードの代理申請を推奨していくこと。
 - －上記取組みを推進すべく、初年度3千万枚程度を目標にしつつ、少なくとも1千万枚以上発行できるよう、民間事業者等への個別の働きかけ等の「営業計画」を立てて、政府を挙げて取り組むこと。

個人番号カードの普及施策

- 将来的なICチップの空き領域の民間活用等を前提に、費用対効果にも配慮しつつ、利便性向上のため以下の事項についても検討を進めること。特に、個人番号カードの仕様変更等に関する検討の状況によっては、個人番号カードの交付開始時期の延期もあり得る。
- ICチップの仕様等の再考
 - －ICチップに多くのアプリケーションが格納できるよう、将来を見通しての機能・コストを踏まえ、128キロバイト仕様にこだわらずに仕様の変更をすること。また、ICチップのOSは1種類で統一すること。
 - －10年後に行われる個人番号カードの更新時にICチップをアップグレードすることを想定し、準備を進めること。
 - －公的個人認証を含めた、オンライン手続きにおける多段階の個人認証の仕組みを構築すること。
- 民間企業におけるセキュリティの確保
 - －民間企業において個人番号カードを取扱う部署では、健康保険証を取扱う部署と同程度のセキュリティ環境が確保されるよう担保すること。
- 民間企業における個人番号カードの交付申請の取りまとめ
 - －個人番号カードの交付申請について、民間企業が取りまとめる際に、健康保険組合においても本人確認や交付に係る事務が実施できるよう支援すること。
- 海外転居時における個人番号カードの取扱い
 - －海外転居時においても、引き続き個人番号カードを保有することができるような仕組みとすること。

個人番号カードの普及施策

□ 以下の今後の課題についても、検討を進めること

● 交付方法等の再考

— 厳格な本人確認が行われることを前提に、多様な申請・交付の手段(本人確認郵便・書留郵便、郵便局、金融機関、学校【对学生】、事業者【対従業員】、保険者【対被保険者】等)を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応すること。

● 無料交付

— 国民には無償で交付することとし、ICチップの空き領域や公的個人認証を利用する者からの利用料の徴収等により費用負担を賄える仕組みを構築すること。健康保険証との一元化に係る健康保険組合の費用負担については、現在健康保険証を発行することにより生じている費用に当たる部分については組合が、それ以外の費用については国が全額を負担するようにすること。

● 保証レベルの検討

— 普及促進のためには官民連携による利活用が重要。まずは官内部の連携を可能とする、保証レベルおよび必要となるセキュリティの整理を行い、保証レベルについては複数段階とすること。

— 上記を実現するためのトラストフレームワークとマイナンバーシステムのセキュリティガイドラインの関係各省庁機関による年内概要整理と早期策定を行うこと。

— 同一情報を繰り返し入力することないようにする機能、新着通知機能などを民間アプリで実現できるよう、仕様を策定し公表すること。

通知カードの費用低減策

□ 通知カードについては、個人番号カードが交付された際には不要となることから、個人番号カードの普及を前提に、費用の低減策として以下の事項を検討すること

● 仕様等の再考

ー通知カードの仕様について、セキュリティにも配慮しつつ、調達コストを低減すること。マイナンバーの確認手段として用いる場合には、既存の本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)を合わせて確認することにより、本人確認の措置を行うこと。

● 送付方法の再考

ーマイナンバーの通知のために通知カードを郵送する際には、送達の確実性に配慮し、多量に発行されることも踏まえ、郵送費用の低減を行うこと。

地方公共団体情報システム機構

□ 地方公共団体情報システム機構については、以下の事項を検討すること

- 意思決定プロセスの再考

- ー 地方公共団体情報システム機構の意思決定プロセスについては、必要に応じて政府CIOや内閣官房情報セキュリティセンター等の意見を求めるなど、より透明でオープンな意思決定プロセスとなるよう再考すること。

国民向け広報

- 民間事業者が必要な準備を円滑に進めるための情報提供
 - ー 民間事業者の準備に必要な政省令、通達、ガイドライン等について、早急に決定・公表すること。
 - ー 通達・ガイドラインの決定・公表に当たっては現行の実務への影響を踏まえ、過大な負担をかけないこと。
- 全国民に対する制度周知
 - ー マイナンバーは、外国人住民を含むすべての住民が付番され、利用することとなる一方、利用に当たっては法令で様々なルールが規定されており、違反した場合には罰則の適用もありうることから、国民への影響が非常に大きく、かつてない制度と言える。そのため、幅広いメディアを活用した前例にとらわれない重点的かつ効果的な国民向け政府広報を費用効果を踏まえ展開し、制度周知を図ること。

マイポータル／マイガバメントの整備

- 官民の様々な手続を可能とする基盤整備

- ー日本郵便が検討している「デジタル郵便サービス(仮称)」に郵便と同様に法的送達効果を持たせたうえ、2017年1月までにサービスを開始できるようにすること。
- ーマイポータル／マイガバメントを利用することが可能な官民の手続メニュー案を早急に策定・公表し、関連する民間事業者等との調整を加速すること。その際、社会保障・税に係る手続については、本人同意を前提に、原則として完全オンライン化・ワンストップ化を目指すこと。

- アクセスチャネルの確保

- ーパソコンのみならず、国民の身近に活用しているデバイス(スマートフォン、タブレット端末、地上デジタルテレビ／ケーブルテレビなど)からアクセスできるようにすること。

(参考) 個人番号カードの普及イメージ

分類		保険者等	被保険者	被保険者数(万人)	
職域保険	被用者保険	組合管掌健康保険	健康保険組合	大企業の従業員とその被扶養者	2950
		政府管掌健康保険	全国健康保険協会 (協会けんぽ)	中小企業の従業員とその被扶養者	3488
		船員保険		船員とその被扶養者	13
		日雇健康保険		日雇労働者	2
	共済組合	各共済組合	公務員等とその被扶養者	917	
地域保険	国民健康保険		国民健康保険組合	65歳未満の自営業者など	312
		市区町村	75歳未満の職域保険に属さない人	3520	
後期高齢者医療制度		後期高齢者医療広域連合	原則として75歳以上の人	1473	
その他(生活保護)		市区町村	生活保護受給者	211	

※介護保険被保険者証についても同時に個人番号カードへの一元化を進める。

生活保護受給者への医療扶助券(医療券、調剤券等)及び共済組合員証については、**2016年度から順次2017年度までに個人番号カードに切り替える。**

市区町村が保険者の医療保険及び介護保険の被保険者証については、**2016年度から更新又は再発行時に順次2018年度までに個人番号カードに切り替える。**

職域保険の被保険者証については、**2016年度以降新規発行及び再発行分から順次2020年度を目途に個人番号カードに切り替える。**

後期高齢者医療保険証については、**直ちに準備に着手し、2020年度までに希望する被保険者の被保険者証を個人番号カードと統合する。**

**健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、
2018年度までに約8700万枚普及(国民の約2/3が保有)**

※2016年度3090万枚、2017年度3090万枚(累計6180万枚)、2018年度2527万枚(累計8707万枚)、2019年度1353万枚(累計10060万枚)、2020年度1353万枚(累計11413万枚)

(参考)健康保険証としての利用ロードマップ案

2014年

2015年

2016年

2017年

2018年

2019年

2020年

番号法 制度対応

下半期
必要な制度改正の準備

上半期
必要な制度改正

10月
個人番号カード申請書送付
個人番号通知・通知カード送付

1月
個人番号カード交付開始

1月
マイポータル運用開始

システム 整備対応

個人番号カードのICチップへのマイポータル経由での書込みに関する実証実験

マイポータル経由で個人番号カードのICチップへの書込みを可能に！

一元的保険資格確認参照用DBの設計・構築

一元的保険資格確認参照用DB運用開始リアルタイムで保険資格確認可能に！

生活保護受給者への医療扶助券(医療券、調剤券等)及び共済組合員証を個人番号カードに切り替える。

市区町村が保険者の医療保険及び介護保険の被保険者証について順次個人番号カードに切り替える。

職域保険の被保険者証について順次個人番号カードに切り替える。

後期高齢者医療保険証については、希望する被保険者の被保険者証を個人番号カードと統合する。

保険証の 個人番号 カード への切替

カード 普及枚数

3090万枚

6180万枚

8707万枚

10060万枚